2022 年 2 月 10 日

各　位

株式会社 紀陽銀行

「Kiyo Card 会員特約」の廃止について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

紀陽銀行、紀陽カードおよび紀陽カードディーシーでは、提携契約の見直しに伴い、クレジットカードお申し込み時にご同意いただいております下記の「Kiyo Card会員特約」を廃止させていただきます。

なお、今回、紀陽カードおよび紀陽カードディーシーが発行する各クレジットカードの会員規約に変更はなく、既にご利用いただいているお客さまや新たにご契約頂くお客さまへの影響はございません。

お客さまには何卒ご理解を賜りますと共に、今後とも紀陽銀行、紀陽カードおよび紀陽カードディーシーをご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

記

1．廃止する特約（「Kiyo Card 会員特約」）

カードブランド	提携先	会員特約
JCB	㈱紀陽銀行、㈱紀陽カード、㈱ジェーシービー	別紙１
VISA	㈱紀陽銀行、㈱紀陽カード	別紙２
DC	㈱紀陽銀行、㈱紀陽カードディーシー、三菱 UFJ ニコス㈱	別紙３

2．特約廃止日

2022 年３月３１日（木）

以　上

別紙１

Ｋｉｙｏ　Ｃａｒｄ会員特約

第１条（カードの名称）

本カードは、株式会社紀陽銀行（以下「当行」と称します。）と株式会社紀陽カード（以下「当社」と称します。）および株式会社ジェーシービー（以下「ＪＣＢ」と称します。）の三社が提携して発行するクレジットカード（以下「本カード」と称します。）でカードの名称は「Ｋｉｙｏ　Ｃａｒｄ」とします。

第２条（入会方法）

１．申込者は、本特約ならびに当社およびＪＣＢ（以下「両社」と称します。）が別途定める会員規約を承認のうえ、両社に入会を申し込むものとします。

２．本カードの会員（以下「会員」と称します。）は当行および両社が本人会員または家族会員として入会を認めたものとします。

３．カードの所有権は当社にあり、当社が会員に対し本カードを貸与します。

第３条（会員向けサービス・情報の提供と利用）

１．当行は、以下のとおり、会員向けサービスの提供や、当行の営業に関する案内等を行います。

（１）当行が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。

（２）会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また会員は、会員がＪＣＢの定めるＪＣＢ会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。

（３）会員は、当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。

（４）会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

２．当社は、会員のカード利用実績を反映したサービスを行います。

３．両社は、会員規約所定の業務を行うほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行います。

第４条（会員個人情報の利用の同意および開示・訂正・削除）

１．会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」と称します。）は、当行が会員等の個人情報（本項⑴に定めるものをいいます。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

（１）当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」と称します。）を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第５条において会員が届け出た事項

②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容

③本カードの利用内容（第６条において共有する情報）

（２）宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する当行窓口に連絡するものとします。）

（３）当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

２．会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する当行窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第５条（届出事項の共有）

会員が、当行または両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行または両社のいずれかに対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行および両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。また、当行に預金口座をお持ちの会員が、本カードの利用代金支払口座を当行以外の金融機関の口座に変更した場合、当該会員は、当該変更の事実について当行および両社の間で共有することに予め同意するものとします。

第 6 条（利用内容の共有）

１．会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社と当行において共有することに予め同意するものとします。

２．当行に預金口座をお持ちの会員は、両社が会員に対して会員の当行の取引内容に応じた両社商品の優遇サービス等、両社のサービスを提供する必要がある場合において、両社の優遇サービス用に対応させた会員の当行の取引内容をポイント化した情報を、当行と両社において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、ＪＣＢ会員規約に記載の当社窓口、方法で行うものとします。

第 7 条（会員資格の喪失についての特則）

１．会員は、両社が定める会員規約による会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

２．会員が当行より特典またはサービスの提供を受けるにあたり、不正な行為を行うなど、当行が会員として不適格と認めた場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

３．前項に基づき会員が本特約による会員資格を喪失し、当社からカードの返還請求があった場合は、会員はすみやかに本カードを返却するものとします。

４．前 1、2 項の場合、会員が両社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、両社が適当と認めた場合は、両社は新しいクレジットカードを発行します。なお、両社から新しいカードが発行される場合、その発行までクレジットカードを利用することはできません。

第８条（本特約の改定など）

１．本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

２．本特約に定めのない事項については、両社会員規約が適用されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当行に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

名　　称：株式会社紀陽銀行　お客様相談室
住　　所：〒640-8656　和歌山市本町 1 丁目 35 番地
電話番号：073-423-9111

別紙２

Ｋｉｙｏ　Ｃａｒｄ会員特約

第１条（カードの名称）
本カードは、株式会社紀陽銀行（以下「当行」と称します。）と株式会社紀陽カード（以下「当社」と称します。）が提携して発行するクレジットカード（以下「本カード」と称します。）でカードの名称は「Ｋｉｙｏ　Ｃａｒｄ」とします。

第２条（入会方法）
１．申込者は、本特約ならびに当社が別途定める会員規約を承認のうえ、当社に入会を申し込むものとします。
２.本カードの会員（以下「会員」と称します。）は当行および当社が本人会員または家族会員として入会を認めたものとします。
３．カードの所有権は当社にあり、当社が会員に対し本カードを貸与します。

第３条（会員向けサービス・情報の提供と利用）
１．当行は、以下のとおり、会員向けサービスの提供や、当行の営業に関する案内等を行います。
（１）当行が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
（２）会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また会員は、会員が当社の定める会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
（３）会員は、当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
（４）会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。
２．当社は、会員の利用実績を反映したサービスを行います。
３．当社は、会員規約所定の業務を行うほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行います。

第４条（会員個人情報の利用の同意および開示・訂正・削除）
１．会員及び入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」と称します。）は、当行が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいいます。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
（１）当行のサービスを利用するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」と称します。）を収集、利用すること。
①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第５条において会員が届け出た事項
②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
③本カードの利用内容（第６条において共有する情報）
（２）宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業内容について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する当行窓口に連絡するものとします。）
（３）当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること
２．会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する当行窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第５条（届出事項の共有）
会員が、当行または当社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、

当行または当社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行および当社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第 6 条（利用内容の共有）

１．会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、当社と当行において共有することに予め同意するものとします。

２．当行に預金口座をお持ちの会員は、当社が会員に対して会員の当行の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等、当社のサービスを提供する必要がある場合において当社の優遇サービス用に対応させた会員の当行の取引内容をポイント化した情報を、当行と当社において共有することを予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、当社会員規約に記載の当社窓口、方法で行うものとします。

第 7 条（会員資格の喪失についての特則）

１．会員は、当社が定める会員規約による会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

２．会員が当行より特典またはサービスの提供を受けるにあたり、不正な行為を行うなど、当行が会員として不適格と認めた場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

３．前項に基づき会員が本特約による会員資格を喪失し、当社からカードの返還請求があった場合は、会員はすみやかに本カードを返却するものとします。

４．前 1、2 項の場合、会員が当社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、当社が適当と認めた場合は、当社は新しいクレジットカードを発行します。なお、当社から新しいカードが発行される場合、その発行までクレジットカードを利用することはできません。

第 8 条（本特約の改定など）

１．本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

２．本特約に定めのない事項については、当社会員規約が適用されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当行に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合せについては下記にご連絡ください。

名　　称:株式会社紀陽銀行　お客様相談室
住　　所:〒640-8656　和歌山市本町１丁目３５番地
電話番号:073-423-9111

別紙３

Ｋｉｙｏ　Ｃａｒｄ会員特約

第１条（カードの名称）

本カードは、株式会社紀陽銀行（以下「当行」と称します。）と株式会社紀陽カードディーシー（以下「当社」と称します。）および三菱ＵＦＪニコス株式会社（以下「三菱ＵＦＪニコス」と称します。）の三社が提携し、当社および三菱ＵＦＪニコス（以下「両社」と称します。）が発行し、当行の預金口座をカード利用代金支払口座とするクレジットカード（以下「本カード」と称します。）で、カードの名称は「Ｋｉｙｏ　Ｃａｒｄ」とします。

第２条（入会方法）

１．申込者は、本特約ならびに両社が別途定める会員規約を承認の上、両社に入会を申し込むものとします。

２．本カードの会員（以下「会員」と称します。）は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めたものとします。

３．本カードの所有権は当社にあり、両社は会員に対し本カードを貸与します。

第３条（会員向けサービス・情報の提供）

１．当行は、会員向けのサービスの提供や、当行の営業に関する案内などを行います。

２．当行と両社は、会員のカード利用実績を反映したサービスを行います。

３．両社は、会員規約所定の業務を行うほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行います。

第４条（会員個人情報の利用の同意および開示・訂正・削除）

１．会員および入会申込者（以下併せて「会員等」と称します。）は、当行が(1)に定める会員等の個人情報につき、必要な保護措置を行った上で収集・保有し、(2) に定める目的に利用することに同意します。

（１）「会員等の個人情報の内容」

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第５条において会員が届け出た事項

②入会の審査結果（理由を除く）

③本カードの利用内容（第６条において相互に利用する情報）

（２）会員向けのサービスの提供や、当行の営業に関する案内をする目的。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾記載の当行窓口に連絡するものとします。）

２．会員等は、当行が前項(2)に掲げる目的を実施するため、当該業務を当行が指定した第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに予め同意します。当行および委託先は委託目的以外に当該情報を利用しないものとします。

３．会員等は、当行に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することが出来ます。（開示の窓口は第 1 項(2)の窓口に請求するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第５条（届出事項の相互利用）

会員が、当行または両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行または両社の一方に対して変更の届出があった場合には、当該届出情報について、当行および両社の間で相互に利用することに、会員は予め同意するものとします。

第６条（カード利用内容の相互利用）

１．会員は、当行が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、当行と両社において相互に利用することに予め同意するものとします。

２．会員は、当行と両社が会員に対してカード利用実績を反映したサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、当行と両社において相互に利用することに予め同意するものとします。

３．会員は、当該情報について、両社に対する開示・訂正・削除の申し出は、会員規約に記載の当

社窓口に行うものとします。当行に対する開示・訂正・削除の申し出は、本特約末尾記載の当行窓口に行うものとします。

第７条（会員資格の喪失についての特則）

１．会員は、両社が定める会員規約による会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

２．会員が当行より特典またはサービスの提供を受けるにあたり、不正な行為を行うなど、当行が会員として不適格と認めた場合は、当行は本カード取引を解約することが出来るものとします。

３．前項に基づき会員が本特約による会員資格を喪失し、当社からカード返還請求があった場合は、会員は速やかに本カードを返却するものとします。

４．前 1、2 項の場合、会員が両社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、両社が適当と認めた場合は、両社は新しいカードを発行します。なお、両社から新しいカードが交付される場合、その発行までクレジットカードを利用することは出来ません。

第８条（本特約の改定等）

１．本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

２．本特約に定めのない事項については、両社会員規約が適用されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当行に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問合せについては下記にご連絡ください。

名　　称：株式会社紀陽銀行　お客様相談室
住　　所：〒640-8656　和歌山市本町 1 丁目 35 番地
電話番号：073-423-9111